

# 健康保険「医療費のお知らせ」発行依頼書

資格喪失済で記号番号不明、もしくは氏名・住所が変更になっている場合、「加入当時の情報」欄も併せて記入してください。

被保険者(申請者)情報	被保険者証の	記号	番号	受付日付印	
	氏名 (本人自署欄)	(フリガナ)			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日		
	住所 (送付先)	(〒 - )	都 道 府 県		
電話番号 (日中の連絡先)	TEL ( )				

加入当時の情報	加入当時の氏名	(フリガナ)	氏名の変更が確認できる書類の写しを添付ください。	
	加入当時の住所	(〒 - )		都 道 府 県
	加入当時の事業所	名称		所在地

使用目的等について	使用目的をご記入ください。	
	発行を希望する診療期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 診療分まで
	当組合からの送付方法	<input type="checkbox"/> レターパックプラス (赤色) <input type="checkbox"/> レターパックライト (青色) いずれの場合も、郵送料は申請者にてご負担していただくことになります。郵送料に相当する切手を同封してください。

「記載内容の不備」や「郵便切手の添付」等されていない場合には、「医療費のお知らせ発行依頼書」を返却させて頂く場合がありますのであしからずご了承ください。

**必ず裏面の留意点をご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。**

記入日	令和 年 月 日	上記のとおり「医療費のお知らせ」の発行を申請いたします。	健保 使用欄				
-----	----------	------------------------------	-----------	--	--	--	--

## 「医療費のお知らせ発行依頼書」を申請される際の留意点

- ・本人確認書類(運転免許証やパスポート等の写し)を添付してください。

(資格喪失後に氏名変更がある場合は変更が確認できる書類も添付してください。)

- ・発行は郵送のみとさせていただきます、郵送料は申請者をご負担してください。

個人情報をお安にお届けする観点から、「レターパックプラス」・「レターパックライト」により送付させていただきます。

**ご希望される郵送方法の送料に相当する切手を「医療費のお知らせ」発行依頼書に添付してください。  
(現金での取り扱いは出来ませんのでご了承ください。)**

金額については郵便局にお問い合わせいただくか、下記の郵便局ホームページにてご確認ください。

<郵便局> <https://post.japanpost.jp>

なお、既定額以上の切手を添付された場合は、返金いたしませんのであしからずご了承ください。

- ・発行できる直近の診療月は、依頼書を受付した月の2ヶ月前までになります。

(原則、発行可能な診療月分までを受付日が属する月の末日頃に発行いたします。)

(例)毎年2月からの確定申告の場合

当年2月受付 → 前年12月診療分まで発行(当年2月末日頃に発送)

- ・被保険者死亡によるご遺族からの依頼の場合、ご確認事項や添付書類等が必要となりますので当組合までご連絡ください。

### 《ご注意ください》

- 「医療費のお知らせ」は、受診された医療機関から請求のあった診療報酬明細書等をもとに作成していますので、公費負担医療・自治体等の各種助成・減額査定・自費等の保険外負担、月遅れ請求など反映されていないものもあり、記載されている額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。その場合には、医療費の領収書を使用して実際に負担した額に訂正のうえ申告いただく必要があります。
- 当組合では医療費情報につきまして一定期間保管しておりますが、保管期限経過後の「医療費のお知らせ」の発行に関してはご希望に添いかねる場合がございますので、予めご了承ください。
- 「医療費のお知らせ」は、世帯分をまとめて発行させていただきます。

**「医療費のお知らせ」を利用せずに確定申告(医療費控除)をすることも可能です。**

#### [医療費通知情報(マイナポータル)]

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルにて健康保険証利用の登録を行なうことにより、マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、確定申告(医療費控除)に利用できます。詳細につきましてはマイナポータルにてご確認ください。

<マイナポータル> <https://myrna.go.jp>

**※マイナンバーカードを取得されていない方は、ぜひこの機会に取得されますようお願いいたします。**

#### [医療費控除の明細書(国税庁ホームページ)]

国税庁ホームページにて「医療費控除の明細書」を作成することにより、確定申告(医療費控除)が出来ることになっています。詳細につきましては国税庁ホームページ等でご確認ください。

<国税庁> <https://www.nta.go.jp>